

## 企業団規約（案）【概要版】

項 目	主 な 内 容
名称 (第 1 条)	○ 広島県水道広域連合企業団
組織する団体 (第 2 条)	○ 14 市町及び県 〔竹原市, 三原市, 府中市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 熊野町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町〕
区域 (第 3 条)	○ 広島県内
処理する事務 (第 4 条)	○ 水道事業, 水道用水供給事業及び工業用水道事業 (以下「水道事業等」) の経営に関する事務
広域計画の項目 (第 5 条)	○ 水道事業等の経営に関すること ○ 広域計画の期間及び改定に関すること
事務所の位置 (第 6 条)	○ 主たる事務所は, 広島市内
議会 (第 7 ~ 10 条)	○ 企業団議会の議員は, 構成団体の議員又は長のうちから, 構成団体の議会の選挙により選出 (19 人) ○ 議員の任期は, 構成団体の議員又は長の任期と同期間
企業長・副企業長 (第 11 ~ 16 条)	○ 企業長は, 構成団体の長のうちから, 構成団体の長による選挙で選出し, 任期は, 構成団体の長の任期と同期間 ○ 副企業長は, 企業長が企業団議会の同意を得て選任 (1 人) し, 任期は 4 年
補助職員 (第 17 条)	○ 企業団に必要な職員を置く
監査委員 (第 18 条)	○ 企業長が企業団議会の同意を得て, 識見者から選任 (2 人) ○ 任期は 4 年
選挙管理委員会 (第 19 条)	○ 構成団体の選挙権を有する者のうちから, 企業団議会において選挙により選出 (4 人) ○ 任期は 4 年
財務 (第 20 条)	○ 経費は, 水道料金, 企業債, 交付金, その他構成団体の負担金を充てる
委任 (第 21 条)	○ 規約の施行に関し, 必要な事項は企業長が別に定める
附則	○ 施行日 (総務大臣の許可があった日) ○ 施行日から令和 5 年 3 月 31 日まで, 企業団が処理する事務は, 事業開始までの準備行為とする ○ 構成団体の水道事業等の事務, 資産等, 債権債務は, 企業団が承継する